

平成 29 年 3 月 23 日

愛媛県がん対策推進委員会会長
高嶋成光 様

愛媛県がん対策推進委員会委員
松本陽子
(NPO 法人愛媛がんサポートおれんじの会 理事長)
(一般社団法人全国がん患者団体連合会 副理事長)

「改正がん対策基本法」成立を受けて次期「愛媛県がん対策基本計画」策定への要望書

平成 28 年 12 月に「改正がん対策基本法」が成立しました。当会が加盟する全国がん患者団体連合会は、全国の仲間と共に成立に向けての要望活動を行ってまいりました。患者・家族の願いが反映されている改正法の精神に則り、次期「愛媛県がん対策基本計画」が検討、策定されるよう以下の通り要望いたします。

1. 難治がん、希少がんに関する対策の推進

改正基本法には、難治がん及び希少がんに係る研究の促進についての配慮が盛り込まれています。難治がんや希少がんの専門医が少ない愛媛では、患者・家族が適切な医療に確実につながる体制整備、必要な情報提供が受けられることを要望します。

2. 緩和ケアに関する対策の推進

改正基本法には、緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすることや、居宅における医療提供の連携協力体制の整備が盛り込まれています。拠点病院に求められる緩和ケアの徹底と、県内各地域の実情に合わせた在宅緩和ケア推進の取組みの一層の充実、緩和ケアを必要とする患者・家族が確実にアクセスできる体制整備を要望します。

3. がん計画の評価と改善の推進

国では、がん対策の中間評価として平成 27 年度に全国の 14,000 人を対象とした「患者体験調査」を実施しています。愛媛県でも、患者、家族を対象とした調査などを実施し、これまでの取組みの評価を行い、また愛媛県診療連携協議会などを通して医療現場の現状も反映したより充実した対策が取られることを要望します。

以上